平成21年第2回志布志市議会臨時会

目 次

	号(5月29			頁
				3
				4
3.	欠席議員氏	5名・・・・・・・・		4
4.			定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
				4
6.	開会・開	議		5
7.	日程第1		義員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8.	日程第2	会期の決定・		5
9.	日程第3	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	
			(志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に	
			ついて)	5
10.	日程第4	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	
			(志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について)・・	6
11.	日程第5	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	
			(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ	
			いて)	11
12.	日程第6	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	
			(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	
			について)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
13.	日程第7	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて	
			(平成20年度志布志市一般会計補正予算(第9号)) · · · · · · · · ·	15
14.	日程第8	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて	
			(平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第	
			3号)) ·····	18
15.	日程第9	議案第46号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す	
			る条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
16.	日程第10	議案第47号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・	23
17.	閉 会…			26

平成21年第2回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議	別	内	容
5月29日	金	本 会	議	開 会 会期の決定 議案上程・質疑、採決 閉 会	

2. 付議事件

番号

事 件 名

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について)

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成20年度志布志市一般会計補正予算(第9号))

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

(平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))

議案第46号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ

いて

議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

平成21年第2回志布志市議会臨時会(第1号)

期 日:平成21年5月29日(金曜日)午前10時

場 所:志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について)

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成20年度志布志市一般会計補正予算(第9号))

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

(平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))

日程第9 議案第46号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ

いて

日程第10 議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員氏名(32名)

1番下平晴行4番八久保壹

6番 坂 元 修一郎

8番 藤 後 昇 一

10番 毛 野 了

12番本田孝志

14番 小 野 広 嗣

16番 金 子 光 博

18番 木 藤 茂 弘 20番 吉 国 敏 郎

22番 宮 城 義 治

24番 宮 田 慶一郎

26番 上 村 環

28番 重 永 重 久

30番福重彰史

32番 谷 口 松 生

11番 立 平 利 男 13番 立 静幸 山 耕二 15番 長 出 17番 勇 作 林 賢 二 岩 19番 根 21番 上 野 直広 宏 二 23番 東 25番 小 袁 義 行

3番

5番

7番

9番

丸山

玉

鶴

迫

垣

迫

田

大二郎

京 子

正 弘

27番 鬼 塚 弘 文

29番 丸 﨑 幹 男

31番 野 村 公 一

3 3 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

2番 西江園 明

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 修 本 田 育 長 坪 教 田 勝 秀 情報管理課長 徳 満 裕 幸 財務課長 溝 口 猛 市民環境課長 竹之内 中 宏 福祉課長 津 曲 兼 隆 農政課長 坂 照 白 雄 畜産課長 中 崹 章 文 松山支所長 上 原 登 水道局長 井 手 佐喜雄 農業委員会事務局長 大 袁 朗

市 長 井 南海男 副 手 総務課長 中 崹 秀 博 企画政策課長 敏久 溝 港湾商工課長 昌一郎 萩 本 税務課長 外 山 文 弘 保健課長 也 木佐貫 耕地林務水産課長 広 幸 立 山 中 哲 郎 建設課長 迫 志布志支所長 吉 野 健 会計管理者 楠川 昭 博 教育総務課長 五. 代 生涯学習課長 小 辻 海

議会事務局職員出席者

学校教育課長

 事務局長
 今井善文

 調査管理係長
 坂元正知

山口

幸彦

 次長兼議事係長
 徳 田 弘 美

 議 事 係
 武 田 賢一郎

午前10時00分 開会 開議

○議長(谷口松生君) ただいまから、平成21年第2回志布志市議会臨時会を開会をいたします。 これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(谷口松生君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、立山静幸君と小野広嗣君を指名いたします。

____O

日程第2 会期の決定

○議長(谷口松生君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

____O___

○議長(谷口松生君) お諮りします。日程第3、承認第1号から日程第10、議案第47号まで、以上8件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から議案第47号まで、以上8件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(志布志市個人情報保護条例の一部を 改正する条例の制定について)

- ○議長(谷口松生君) 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。
- **〇市長(本田修一君)** おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、平成21年3月27日に鹿児島県統計調査条例(平成21年鹿児島県条例第17号)が公布されたことに伴い、緊急に志布志市個人情報保護条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、第40条第1項第2号の引用条例名を「鹿児島県統計調査条例(昭和25年鹿児島県条例第8号)」から、「鹿児島県統計調査条例(平成21年鹿児島県条例第17号)」に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(谷口松生君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(志布志市税条例等の一部を改正する 条例の制定について)

○議長(谷口松生君) 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、平成21年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布 志市税条例等を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したの で、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〇税務課長(外山文弘君) おはようございます。

それでは、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

それでは、改正の主なものを説明資料の新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

お配りしております付議案件説明資料の2ページから21ページになります。

説明資料の2ページをお開きください。

第36条の2の改正は、寄附金税額控除申告書の様式を追加するものでございます。

第47条の2の改正は、公的年金に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する規定ですが、第2

項で公的年金等に係る所得以外の所得についても合算して特別徴収すると規定しておりましたが、特別 徴収の対象を公的年金のみとするため、第2項を削るものであります。同条第3項の改正は、このこと に伴います項の繰り上げ等の改正であります。

第47条の3中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」を削る改正でございますが、それから、第47条の5第1項及び第3項の改正、同条第2項の改正は、いずれも第47条の2第2項を削ることによる関連の改正であります。

新旧対照表の4ページをお開きください。

第56条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定でありますが、今回の地方税法の改正により非課税施設及び対象法人を新たに追加することによる改正であります。第9号の2の追加は、社会医療法人が実施する救急医療等確保事業に係る固定資産税を非課税施設とする改正で、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人」の部分の改正は、現行の法人等に加え、新たに社会医療法人、非営利型一般社団財団法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会、または国家公務員共済組合及びその連合会が設置する医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産について非課税とするものであります。

第58条の2及び第59条の改正は、地方税法第348条の第2項第9号に、第56条で追加しました社会医療法人の関連改正であります。

第71条の改正は、民法の改正により、該当規定がないため削除するものであります。

第71条の2及び第93条の第2項の改正は、条項及び字句の整理であります。

6ページをお開きください。

附則の改正でありますが、第6項及び第7項は、今回の地方税法施行規則の改正で、附則第7条に高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴う、固定資産税の減税に関する項が追加されたことによる項ずれが生じたため、引用条項の改正を行うものです。

7ページの第10条の3は、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例に関する規定ですが、特例措置 が平成20年度で終了したため削るものでございます。

8ページの第11条の3を削る改正及び11ページの第12条の3を削る改正は、いずれも平成20年度で特例措置が廃止されたことによる改正であります。

第12条の2及び第13条の2は、削除としていたものを今回削り、整理するものであります。

申し訳ございませんが、再度8ページに戻っていただきたいと思います。

第11条の2の見出しを含む改正、9ページからの第12条の改正、第13条、第15条の2中のそれぞれの 改正は、地方税法の改正により固定資産税の課税の特例措置が延長されたことに伴うものであります。 12ページをお開きください。

第16条の4第3項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得の金額」と、同項

前段」に改める改正でございますが、第34条の7は寄附金税額控除に関する規定ですが、寄附金控除を 適用する場合、控除の対象となる寄附金は、所得の30%を上限としております。昨年の地方税法改正で、 その所得に附則第16条の4に規定する土地等に係る所得を含むこととされていないため、今回の地方税 法の改正がなされたことによるものでございます。

以下、第17条の第3項第2号、第18条第5項第2号、第20条の2第2項第2号、第20条の4第2項第 2号、第5項第2号も同様の理由による改正でございます。

次に、第2条、志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。新旧対照表は17ページでございます。

改正内容でございますが、上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率につきましては、平成20年度、昨年の改正におきまして、平成20年度末をもって10%の軽減税率を廃止し、平成21年からは税率を20%とすることとされておりました。その際、特例措置として、平成21年から2年間は100万円以下の配当及び500万円以下の譲渡益については、10%の軽減税率を適用することとされたところでございます。しかしながら、昨年秋以降の景気の急激な悪化により株価も大きく下落しており、そうした金融市場を活性化させる観点から、新旧対照表の18ページですが、現行税制の延長を行うこととし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当及び譲渡益については、引き続き10%の軽減税率を適用することとされたところでございます。また、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割等の軽減税率の特例も1年延長されたことに伴う所要の改正を行うものであります。

そのほか、これらの改正に伴います字句と条項の整理でございます。

附則の第1条でございますが、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、固定資産税に関する経過措置について規定しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

- **○議長(谷口松生君)** これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **○25番(小園義行君)** 2点ほどお願いします。

資料の2ページですけど、個人の市民税、住民税の年金からの天引きを10月からやろうとやっていたわけですけど、今回それをしないということの今の説明であるわけですが、年金生活の方々のそういう住民税とかそういった等のかかる人たちに対しての徴収の在り方、年金からされる人、されない人、出てくるわけですけど、普通徴収ということで、今それぞれに配付がされますね、そういったものを。そこらへんについては、これまで10月からそういうことですよということで、お知らせをしてあったんですけど、そういうものに対しての対応というのがどういうふうに議論されているのかですね、お願いをします。

それと、18ページの株式の関係ですけど、本市にこういった所得をお持ちの方がどれぐらいおられるのか、ちょっとお願いします。

それと、もう1点でした。全体について、それぞれ税をかけたり、かけなかったりということもあるわけですけど、どういった影響が出ているのかですね。

それと併せて、固定資産税関係の分も今、窓口にそれぞれですね、いろんなもので問い合わせ等々たくさんあると思うわけですが、そういった実情がどういった状況になっているかですね、ちょっと併せてお願いします。

○税務課長(外山文弘君) まず第1点目でございます。今回の第47条の2の改正でございますが、この改正は、10月からの公的年金の特別徴収をやめるという内容ではなくてですね、その徴収を年金から差し引く時に、ほかの所得も一緒に引きますよと、合算して公的年金から差し引きをしますということを、今回公的年金だけを特別徴収としますという改正でございます。

それから、現在の株式関係の所得の件ですけれども、これにつきましては、非常に人数的に何人というのは今、手元に資料としてはございませんが、所得の額としては、非常に少ないと、対象者は少ないということでございます。

今回のこの税制改正に伴う直接的な影響というのは非常に今おっしゃったように、固定資産税関係とかございますけれども、すべて税制上の特例措置の延長がほとんどでございます。増収につながるような税制改正というよりも、これまでの課税特例を延長するという改正が内容でございますので御理解いただきたいと思います。

〇議長(谷口松生君) 固定資産の現状はどうですかというのもありましたけども。

〇税務課長(外山文弘君) 現在、固定資産税、21年度について課税通知をしておりますが、これは御存じのとおり、評価替えを今年行ったところでございます。その関係での問い合わせ、いろんな従来の固定資産税よりも上がっているという問い合わせが非常に増えているのは確かでございます。

○議長(谷口松生君) ほかに質疑ありませんか。

O31番(野村公一君) 税の問題でございますので、お聞きをしておきたいと思うんですが、この専決第2号の条例改正に伴いましてね、市民の方に負担増を強いるような状況は生じてないのかどうか。それが1点です。

それから、2点目は、徴税の収納方法が今年度から変わったということで、ちまたでは、なかなかトラブルが聞こえてまいります。そういう中で、非常に懸念をしておるのは、徴収率がどうなるんだろうという心配をしておるわけですが、当局の作業をされている中でその現状がどうなのか。その2点をちょっと教えてください。

○税務課長(外山文弘君) まず最初の、今回の税改正に伴います負担増はないかということでございますが、この点につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今回それぞれの土地税制なり、この市税条例には出てきておりませんが、住宅ローン関係の控除の関係、結局軽減につながる形の特例措置の延長とかそういう内容が主な内容でございまして、負担増につながるものは無いというふうに理解しております。

それから、2点目の、徴収方法と言いますか、納付書の通知、それから徴収方法も基本的に自主納付という形で、徴収率のことを心配だということでございますが、現在、本年度のこの分につきましては期別ごとについて、まだ精査しておりません。当然このことにつきましては、注意をもって今年度は、この徴収率については、下がらないように努力していきたいとは考えているところでございます。

O31番(野村公一君) まだ始まって間もないですので、その実績というのが、まだ出ていないんだろうと思うんですが、注意深くひとつ経緯を見てほしいというのが一つでございます。それと今、納税関係の納付書を納付していく窓口、もちろん当局はでしょうが、銀行、郵便局、そのほかJAも含めてでしょうが、そのほかにどういう所があるのか、そこをちょっとあったら教えてください。

〇税務課長(外山文弘君) 収納の窓口につきましては、従来の形で当然 J A 関係、通常の銀行、それから郵便局という形になっております。

O31番(野村公一君) できるのかどうか分かりませんが、例えば、今言われた金融機関、金融機関は 土・日があるわけですね、そして夜間はないと。

今、この時代で、いろんな納付をしていく形としてコンビニがあるわけです。コンビニは24時間で、 1年中やっていると。そういうところも利用して納税ができる体制、そのことをすることも収納率を上 げる一つだろうと私は思っているんですよ。そういう手続きが可能なのかどうか、可能でないとすれば なぜできないのか、そこをちょっと教えてください。

〇税務課長(外山文弘君) この件につきましては、もう以前から調査等をしているところでございます。

本格的に本年度、今おっしゃるとおり納付方法等の関係もありまして、一つには納税する側の利便性の向上、どこでも、何時でも納められるという方法で、これについては今年、お時間をいただきまして本格的に調査をしたいと思っております。試算をしてみたいと考えてます。これまではどうしても、やっぱり費用対効果の関係で、やはりある程度の枚数、金額がないと、なかなか掛かる経費よりも収入の方が少ないということで、これまでいろいろとあったようですけども、やはり間口を広げる意味で再度、これに加盟している団体も増えているようでございますので、新たにまた調査してみたいと思っております。

○議長(谷口松生君) 31番、野村公一君、特に許可いたします。

O31番(野村公一君) 一般の人は、銀行で納税をしたりなんかしたり、自動で差し引かれていく人は構わんでしょうがね。納付書を持って金融機関に行かれる方というのは、非常に待たされる、順番でカードを取ってやるもんだから待たされる。そのことが非常に嫌で、お年寄りはなかなか足が向かない。そういう面では、コンビニは作業が早いということがあります。

したがって、そういう手続きをしていくのにどれぐらいの経費が要るか分かりませんが、私は住民サービスを考えると、ひとつ検討すべき事項じゃないかというふうに思いますが、市長、どうですか。市長の答弁を求めます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま担当の方から答えましたように、今後取り組むべき内容ではないかなということもあるよう でございますので、今後、このことについては、調査・研究をさせていただければというふうに思いま す。

〇議長(谷口松生君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(志布志市都市計画税条例の一部を改

正する条例の制定について)
〇議長(谷口松生君) 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

- ○議長(谷口松生君) 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
- **〇市長(本田修一君)** 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、平成21年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布 志市都市計画税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専 決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〇税務課長(外山文弘君) 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料は22ページから27ページでございます。

22ページをお開きください。

附則第2項から附則第7項までにつきましては、地方税法附則第25条の改正により、宅地等に対して 課する都市計画税の特例措置が平成23年度まで延長されたことに伴う改正と、不要な略称規定等の字句 の整理でございます。

附則第8項から附則第9項までにつきましては、地方税法附則第26条の改正により、農地に対して課する都市計画税の特例措置が平成23年度まで延長されたことに伴う改正、及び字句の整理でございます。 附則第10項につきましては、引用しております地方税法附則第15条の一部改正に伴い、条項の廃止に伴う項の繰り上げであります。内容につきましては、資料の26ページから27ページに書いてございます。 御参照いただきたいと思います。

附則でございますが、施行期日は平成21年4月1日からとするものであります。

経過措置でございますが、この条例による改正後の志布志市都市計画税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷口松生君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷口松生君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(志布志市国民健康保険税条例の一部

○議長(谷口松生君) 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。

-0----

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

を改正する条例の制定について)

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、平成21年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布 志市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〇税務課長(外山文弘君) 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、補足して御説明申し上げます。

それでは、改正の主なものを説明資料の新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

説明資料の28ページをお開きください。

第2条の第4項の改正でございますが、介護納付金課税額の課税限度額を9万円から10万円に改正するものであります。

第28条第2項は、2割軽減の対象となるものについて、軽減基準所得である総所得金額と山林所得金額の合算額が軽減基準所得を超えない場合であっても、市長が前年からの所得の状況の著しい変化等に

より国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときは軽減対象としないこととされていたものを、今回この規定を削り、2割軽減についても一律対象とする改正でございます。

資料の29ページから31ページまでの附則中の改正につきましては、すべてこの第28条の第2項の削除 に伴います関係条項の整理の改正でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

- **○議長(谷口松生君)** これから質疑を行います。質疑ありませんか。
- **○25番(小園義行君)** 今回のこの国民健康保険税条例のですね、課税の幅を、1万円ほど介護納付金 分がアップになるわけですが、そうした背景というのは、どういうことでこういうことになったのかで すね、ちょっとお願いをします。それと、この部分に関する世帯がどれぐらい志布志市で存在している のかですね、対応をお願いします。

そして、この2割軽減のこの関係も、古いやつでは減額を行わないものとするということであったわけですけど、今回こういう形ですよね、これも含めて、そういった背景をちょっと教えてみてください。 それと、この対象になる世帯はどれぐらいあるのかですね、ちょっとお願いします。

○税務課長(外山文弘君) 今回、地方税法の改正に伴いまして、こういうふうに介護納付金の限度額の見直しがされたわけでございますが、その前提としまして、まず本年の2月12日に厚生労働省保健課長通知によりまして、介護給付費や被保険者の所得の動向等を勘案し、中間所得層の負担軽減を図るため10万円に見直すこととしたということが、厚生労働省の方からおそらく保健課の方にこれは来ていると思いますが、こういうこの国民健康保険法の改正を受けまして、地方税法の改正があったということで、今回本市におきましても、この地方税法の一部改正に基づきまして課税限度額を9万円から10万円に上げたところでございます。根拠法令としましては、地方税法施行令第56条の88の2の第3項に規定してございます分でございます。

それから、対象者でございますが、現在介護納付金につきましては、限度超過といいますか、おそらくこの方々が本年もなるだろうと思われますが、約293世帯ございます。

それから、2割軽減の対象世帯でございますが、6月の最新のデータでいきますと、約870世帯の方が2割軽減を受ける世帯ということで、これにつきましては従来、この第2項の削除を今回行っておりますが、本市の場合は、すべて2割軽減については対象としていたところでございます。

〇25番(小園義行君) ここに当初予算でですね、介護納付分というので、それぞれ、一般被保険者含めてですよ、退職者含めて、約1億円からあるわけですが、今回こういう形で、今課長が答弁された中で、介護給付費や被保険者の所得の動向等を勘案し、中間所得層の負担軽減を図るということであったわけですが、介護給付費、これは介護保険法等も、当然当初予算でですね、3年間の見直しの年でしたので、これ国が、埋蔵金と俗に言われてますが、一般会計から繰り入れをして引き上げをしないよと、21年度については、そして、22年度については50%、2分の1あげますよという、そういったことの予算措置がされたわけですね。

今の答弁でいくと、介護給付費やそういったもの等があるということですけど、増えたりですよ、当然これ20年度の所得としては、この中間所得のところの負担を軽減ということですけれども、所得はだ

いぶ下がるというふうに、普通、常識的に考えても、今年度そうですよね、20年度はですね。そういったとき、考えたときに、約293世帯についてはこの課税の幅を広げますよということで、1万円ほどですね、ということになっているんですが、国もそういったものについてはきちんとした見通しを持ってしてくれないとですね、当然末端の所では大変だろうというふうに思うわけですね。ただ一片のですよ、今答弁があった、2月の厚労省保健課長通知でこうだということでは、なんか納得があまりいかないなというふうに思うわけですね。

そういったところについては、担当者会とか含めてですよ、もっと明確なものをくれと言うことが必要ではないかというふうに思うんですが、私たちはこのことを尋ねられたときに、そういったことでしかお返しができないわけですよね。そういったものについては、もう少しきちっと分かるような形で対応ができないものかというふうに思うわけですが、それについてはこの一片の、もう専決されているけど、それでいいのかですね、お願いをします。

それと、この2割軽減世帯については、今ちゃんとするということでしたけど、申請主義ということになっているんですけど、これについては、当然当局の方からそこの世帯についてはやるということを考えられているのかということをお願いします。

3点目に、国保の関係ですけれども、今回改正がされるわけですが、20年度のこの徴収率等々、大変19年度も苦労されたわけですけど、92%をクリアして、ペナルティーがかからない状況の見通しなのか、併せてそこをお願いできませんかね。

〇保健課長(木佐貫一也君) おはようございます。

ただいまの御質疑の介護分についてでございますが、状況を見てみますと介護保険料の賦課限度額におきましては、12年度、制度創設に7万円から始まりまして、16年度に8万円、19年度に9万円、21年度に10万円という形で、今回10万円ということでお願いするわけですが、先ほどの税務課長の答弁にもありましたように、背景はどうかといいますと、中間所得層の負担を軽減するといった理由がございます。その中で背景をもうちょっと考えてみますと、反対に別な見方をしますと、限度額を改定しないことで、中間所得層に負担を強いる結果になるのではないかといったこと。あるいは、御承知のとおりですが、保険制度の元来の目的を考えていった場合に、相互扶助の精神に基づいて制度化されているということ。また、介護の制度を考えますと、40歳から64歳までのいわゆる現役世代と65歳以上の現役世代に扶養される世代に区分されているわけですが、65歳未満の方は要介護状態にある親を社会的に介護してもらうという受益が考えられるといったことを踏まえまして、相互扶助の精神で理解してもらえばと考えているところです。

以上です。

〇税務課長(外山文弘君) まず、2割軽減対象者への対応につきましてですが、これはもう従来、こちらの方からも所得の判定ができますので、当然申請主義ではなくて、2割軽減ですということで納税通知はしているところでございます。

それから、20年度の徴収率につきましては、非常に厳しい状況、昨年の秋以降、非常に厳しい状況の 中ではございますが、本日も朝から走り回って頑張っておりますが、収納につきましては若干、タイム ラグといいますか、出先の金融機関で納めますと、本庁の収納で確認できるまでに若干時間がかかりますので、この場で92%達成ということは、ちょっとまた言えない部分でございます。

○議長(谷口松生君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(谷口松生君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度志布志市一般会計補正予 算(第9号))

____O___

- **〇議長(谷口松生君)** 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。
- **〇市長(本田修一君)** 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、交付金等の額、地方債の同意額及び県営畑地帯総合整備事業負担金の額の確定に伴い、緊急に平成20年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成21年3月31日に平成20年度志布志市一般会計補正予算(第9号)を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長(溝口 猛君) それでは、承認第5号、平成20年度志布志市一般会計補正予算(第9号) について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、3,398万1,000円を減額し、予算の総額を213億1,496万9,000円と定めるものでございます。

それでは、予算書の6ページをお開きください。

第2表の地方債の補正でございますが、今回起債の最終同意額の確定によりまして、一般公共事業等 11件の地方債を総額3,710万円増額変更するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、歳入の第2款から第8款までは譲与税、交付金の確定に伴う補正でござい

ます。

それでは、9ページをお開きください。

譲与額の確定に伴いまして、2款、地方譲与税、1項、自動車重量譲与税を634万5,000円増額、10ページでございますが、2項、地方道路譲与税を192万1,000円減額、11ページの3項、特別とん譲与税を363万7,000円減額しております。

12ページでございますが、交付額の確定に伴いまして、3款、利子割交付金を117万2,000円増額。

13ページでございますが、4款、配当割交付金を128万1,000円減額。

14ページでございます。

5款、株式等譲渡所得割交付金を160万5,000円減額。

15ページの6款、地方消費税交付金を1,796万円減額。

16ページの7款、ゴルフ場利用税交付金を5万6,000円増額。

17ページでございますが、8款、自動車取得税交付金を657万6,000円減額しております。

18ページをお開きください。

10款、地方交付税でございますが、特別交付税の確定に伴い1億8,150万1,000円増額しております。 特別交付税の総額でございますが、前年度と比較しまして、0.2%増額の6億6,150万1,000円となって おります。

19ページでございます。

15款、県支出金は、市町村合併特例交付金の確定によりまして、71万円減額しております。20ページでございます。

18款、繰入金は、財政調整基金を2億2,714万8,000円減額するとともに、事業費の確定によりまして、 施設整備事業基金繰入金を68万3,000円増額しております。

21ページの21款、市債でございますが、今回、総務債等3,710万円増額しております。

次に、歳出予算の主なものでございますが、歳出予算におきましては25ページでございます。

6 款、農林水産業費、1項、農業費、9目、土地改良費は、県営畑地帯総合整備事業の県負担金の確定に伴いまして、3,398万1,000円減額しております。

そのほか、歳出予算につきましては、特定財源の増減に伴う財源の振り替えをいたしております。 以上が承認第5号の概要でございます。よろしくお願いします。

- **○議長(谷口松生君)** これから質疑を行います。質疑ありませんか。
- **〇31番(野村公一君)** まず、この補正に関係をいたしますが、今回、特別とん譲与税、これが360何万円、それから地方消費税交付金、これが1,796万円減額ということになっております。本市がこういうたぐいの予算措置をしていく中で、減額をしなければならんという、この数字に至るまでのプロセスをちょっと説明を受けたいというふうに思います。

それから、2点目でございますが、今回補正の中で港湾関係が2,400万円、それから農地整備で350万円、さらには土木の一般単独で540万円、一般財源から起債の方へ変わっておると。この理由をひとつお示しをいただきたい。2点だけひとつ。

○財務課長(溝口 猛君) 御質疑のまず歳入の方でございます。

まず、歳入の特別とん譲与税の減額でございますが、基本的には当初予算におきましては、地財計画等の伸び、それと前年度の決算見込み額を参考に予算計上しておるところでございます。今回の補正予算で特別とん譲与税におきましては、前年度決算額と比較して405万6,000円減額となっているところでございますが、内容につきましては、税関等にちょっとお尋ねしましたところ燃料高騰、それから資材の高騰等がありまして、全体の入港隻数が約1割、平成20年度は減となっていると、したがいまして、その関係で落ちたんではないかということでございます。

それから、地方消費税交付金、これにおきましても、当初予算編成時におきましては、地財計画等の伸び、あるいは昨年度の決算見込みを基に予算計上しているところでございます。今回減額となっておりますが、御承知のとおり昨年末からの世界同時不況等に伴いまして、消費税が国の方も大きく落ちております。国の昨年度の2次補正におきまして、4,170億円程度落ちているところでございます。地方消費税交付金におきましては、消費税の1%という部分が地方に人口等の割合で案分して交付されるところでございますが、そういった景気低迷による分で落ちているという形になったところでございます。先ほど御質疑の土木費等の財源組み替えでございます。今回、最終補正でお願いしました部分におきましては、財源対策債調整分、一般公共事業におきまして国の補助率の低下に伴います補てん措置ということで、例年財源対策債、一般公共事業の財源対策債調整分が起債しているところでございます。

財源対策債調整分におきましては、通常は一般公共事業におきましては、港湾を除けば30%の交付税となっておりますが、この分につきましては一般公共事業の中でも50%の算入率ということで、今回申請しまして、その分が同意されて今回補正予算となったということでございます。

O31番(野村公一君) 私の理解の仕方が悪いのか、ちょっと受け取り難い部分がありますが、特別と ん譲与税、これは財務課長からるる説明を受けました。

確かにそれはそれだろうというふうに思いますが、今年新たに新若浜をしゅん工をさせたと。そして、夢としてはコンテナの取り扱いも倍になっていくんだと夢を描いている。そういう中で、この特別とん譲与税の減額をしていくというのは、どうも夢と逆行しているなという気がしてならんわけですが、この見通しは甘くないのかどうか、再度、市長にお伺いをしておきます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほど担当の方からお答えしましたように、20年度につきましては夏以降の景気の落ち込みがあった ということでございまして、そのコンテナ船の入港というものの伸びが少なかったというようなことに なったようでございます。

景気の見込みにつきましては、それこそどのお方もなかなか見通しというものは立て難いということ でございまして、私どももこのような大きな景気変動になるということについては、当然予測ができて いなかったということでございます。

今後、このことをまた参考にして志布志港の振興に努めて、そして税収の確保に努めていきたいというふうに思っているところでございます。新しく開港しました新若浜につきましては、今議員の御指摘のとおり、2倍の取扱量のコンテナバースということになるわけでございますが、この2倍のコンテナ

取扱量が目標どおり1日も早く達成するように、関係当局とともに取り組んでいきたいというふうに考えます。

○議長(谷口松生君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度志布志市後期高齢者医療 特別会計補正予算(第3号))

- ○議長(谷口松生君) 日程第8、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。
- **〇市長(本田修一君)** 提案理由の説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合に納付する共同事業負担金の額の確定に伴い、緊急に平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要が生じ、平成21年3月31日に平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ302万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,606万2,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料、合わせて307万3,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の諸収入は、延滞金を4万5,000円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を302万8,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(谷口松生君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷口松生君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷口松生君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

日程第9 議案第46号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について

○議長(谷口松生君) 日程第9、議案第46号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、平成21年5月1日に出された人事院の勧告にかんがみ、議員、市長、副市長、教育長、一般職の職員等に対して同年6月に支給する特別給の額を暫定的に減額する措置を講じるものであります。 詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長(中崎秀博君) 議案第46号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

本案は、人事院の臨時の勧告に基づき、議員、市長、副市長、教育長及び一般職の職員等に対して平成21年6月に支給する期末手当等の額を暫定的に減額する措置を講じるため、それぞれ関係する条例の一部を改正するものであります。

付議案件説明資料は32ページ、33ページでございます。

第1条では、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正としまして、6月に市長及び副市長に支給する期末手当に関する特例措置として、支給割合を現行の「100分の160」を「100分の145」とすることについて、同条例の附則に加えるものであります。

第2条では、教育長の給与等に関する条例の一部改正としまして、6月に教育長に支給する期末手当に関する特例措置として、「100分の160」を「100分の145」とすることについて、同条例の附則に加え

るものであります。

第3条では、一般職員の給与に関する条例の一部改正としまして、6月に職員に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置として、期末手当を一般職については「100分の140」を「100分の125」、管理職については「100分の120」を「100分の110」とし、勤勉手当を一般職については「100分の75」を「100分の70」、管理職については「100分の95」を「100分の85」とすることについて、同条例の附則に加えるものであります。

第4条では、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正としまして、6月に議員に支給する期末手当に関する特例措置として、「100分の160」を「100分の145」とすることについて、同条例の附則に加えるものであります。

附則では、同条例を公布の日から施行するものであります。

なお、今回の減額措置につきましては、景気後退の影響から民間企業の夏季一時金の状況が大変厳しいことから、人事院が国家公務員の夏の期末手当等の減額について臨時に勧告したことを受けて、本市におきましても6月に支給する期末手当等について、職員で0.2月分、議員、市長、副市長及び教育長で0.15月分の減額措置を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷口松生君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。
- **〇25番(小園義行君)** 今回、人事院が臨時にこういう勧告をしたということですけど、過去にもこうした人事院がですね、臨時にこういった勧告を行った例があるのか、ちょっとそこをお知らせをしてください。
- **〇総務課長(中崎秀博君)** 過去にこのような臨時的な措置が講じられたかという質疑でございますが、 把握するところでは、このような措置はなかったというふうにとらえております。
- **O31番(野村公一君)** 今、説明の中で、人勧によることに合わせてこういう措置をしたという説明でありますが、ちょっと基本的なことをお尋ねしておきたいと思うんですが、人勧に沿わない給与の在り方というものをどうお考えになるのか。もちろん市長の考えですので市長にお伺いをしておきますが、一律して全国、人勧に沿って給与を見直していくと、うちだけは人勧に沿わなくてもいいんじゃないかという給与体系があっていいんではないかと、その点を、市長、どうとらえられるかお伺いをしておきます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の場合、暫定的に人事院の方で勧告が行われたということでございまして、このことでは大多数 の自治体の方で取り組みをされているということでございます。

本市でも、そのことに基づきまして取り組みをするところでございますが、暫定的にする内容が、期 末勤勉手当について、年度末で一時的に調整するとなれば、その減額の幅が大きくなる可能性が高いと いうような内容で、今回、取り組まれているというようなことでございますので、本市においてもその ような影響をなるべく少なくするような形の措置というのが望ましいのではなかろうかということで、 このようなことで御提案するところでございます。 **O31番(野村公一君)** 人勧で一律、ちょっと削られるということですよね。私が市長ならですね、うちの市の職員は削る必要がないよと言いたいですよね。それは、やっぱり職員に対する励ましと愛だろうと思うんです。うちの職員は一生懸命やっていると、何も削ることはないよという私は姿勢があってしかるべきじゃないかなと。何もかもお上に沿って事をしなきゃならんという時代じゃないと私は思うんですが、それとも、月並みに全国一律、うちの職員も削るにふさわしいとお考えなのかどうか。その点、どうお考えですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほど来お話を申し上げますとおり、現在、世界同時不況がこの地にも押し寄せているということでございまして、市民の方々の環境が非常に悪くなってきている。そして、仕事をされている、勤めていらっしゃる方も、職場が維持できることすら非常に危うい状況にある所があると。あるいは、昨年末におきましても、年度末におきましても、かねての調整額が支給されない所もあったというふうにも聞いているようなところでございます。そのようなことで、こういった形で公務員についても、全国的に民間に準じた形で応じるんだよというような形の人事院勧告でございますので、私どもの市としましても、直接的に影響がある方があったということもかんがみまして、このような人事院勧告によったものを御提案申し上げるところでございます。

O31番(野村公一君) 仮に将来、志布志市の職員がしっかり公僕として仕事をしていっていると、その姿を見て為政者として、人事院勧告に沿うこともないという判断をされるような日が私は望ましいと思うんですが、そういう日が来ると思われますか。最後に1点だけ。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

その件につきましては、私自身もかねがね職員に対してお話を申し上げているところでございます。 特に、県知事がお話されますが、県民が気の毒だと思うくらい一生懸命仕事をしてくれというようなことをお話をされるわけでございますので、そのような状況があるとすれば、また待遇等についても市民の御理解をいただける時もあるんじゃないかなというふうには期待するところでございます。

しかしながら、先ほど言いましたように、現況におきましては、民間、市民の方々においては非常に厳しい状況があるということでございますので、私どももそのことに対応するというようなことで御提案させていただきたいと思います。

○議長(谷口松生君) ほかに質疑ありませんか。

〇26番(上村 環君) 確認の上でも1点、質疑をさせていただきたいと思います。

ただいまの議論にもなったようですが、特別職及び職員においては非常に勤勉に職務を果たしていると思っておりますが、その中にあっても、今日の社会情勢というものが非常に市内においても、市民にも大きな影響が出ております。そこで、痛みを分かち合うというようなことが、私は市民に対する配慮でもあるのかなと思っております。ただ、この暫定的な引き下げの額というものが人勧から示されたひな形の数字なのか。もしくは、志布志市におけるこの額は、志布志独自で出されたものか。その点を確認をいたしたいと思います。

○総務課長(中崎秀博君) ただいま御提案申し上げております引き下げの額につきましては、人勧か

ら示された額でございます。

- **○議長(谷口松生君)** ほかに質疑ありませんか。
- **○25番(小園義行君)** ちょっと途中になりましたけど、先ほど質疑をしました中で、こうした臨時のいわゆる人事院の勧告というのがなされたことは、今、答弁としては無いということでしたが、これはそれだけ緊急に必要だったという人事院の下にやられたのかですね。それとも政治的な圧力、そういったもの等があってというふうにも思ったりするわけですけど、こういう緊急のものがあった際に、今回提案をなされる、人事院の言うとおりだということでありましたけど、労働組合、ここの職員組合等とのですね、議論というのがきちっとされた上で、合意の下でこういう提案になっているのかですね。一般職の方々、職員に対してのそれを少しお願いをします。
- ○総務課長(中崎秀博君) 労働組合との合意の下での提案かということでございますが、労働組合とは交渉いたしまして、合意をいただいての提案となっております。

「何事か言う者あり]

○議長(谷口松生君) 先ほど1回しておりますから、これ以上許すとおかしくなりますので、これで 止めておきます。

「何事か言う者あり〕

- ○議長(谷口松生君) ほかに質疑ありませんか。
- **〇11番(立平利男君)** 一般職員と特別職の減額ですが、総額いくらになりますかね。

そしてまた、せっかくこうして減額する中で、先ほどからありますように世界的不況、市内の不況等もありますので、どうか市民のためにこの減額が生きる方法はないのか、そこをお考えになられなかったのかお伺いいたします。

〇総務課長(中崎秀博君) 減額はいくらになるかということの質疑でございますが、その件についてお答えをいたします。

総体で約2,828万円程度になります。その内訳といたしましては、職員の期末手当で1,890万円、勤勉手当で730万円、市長、副市長、教育長の特別職の期末手当が37万5,000円、議員の期末手当が170万円程度の金額になります。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま御提案申し上げている給与に関する条例に基づきまして減額されている分についての使途 についてということでございますが、そのことについては特別、協議はなされておりませんでした。

しかしながら、先ほど来お話しますようにこのことにつきましては、市内全域、市民全体が景気が冷 え込んで、大変な状況にあるというようなことに基づいた、私どももそういった措置をするという内容 でございますので、そのことで御提案申し上げているところでございます。

今後も更に様々な形でこういった経費の見直し、削減というものに取り組んでいきたいというふうに は考えているところでございます。

○議長(谷口松生君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第46号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。



日程第10 議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(谷口松生君) 日程第10、議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成22年3月31日までの間に新築された同法に規定する認定長期優良住宅について、固定資産税を減額する特例措置が講じられたため、当該特例措置の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定を加えるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〇税務課長(外山文弘君) 議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、ただ今市長の方で提案理由の中でも申し上げましたが、長期優良住宅の普及の促進に 関する法律が平成21年6月4日に施行されることに伴い、志布志市税条例を改正する必要が生じたため、 所要の改正を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

付議案件説明資料の34ページ、35ページでございます。

第10条の2でございますが、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする場合の申告に関する手続き等に関する規定でありますが、地方税法附則第15条の7第1項又は第2項に規定している認定長期優良住宅について、固定資産税の減額の申告に必要な書類に関する規定を第2項として新たに追加するものでございます。

法附則第15条の7第1項の認定長期優良住宅については、新たに固定資産税が課されることとなった 年度から5年度分を2分の1の減額、第2項の認定長期優良住宅のうち中高層耐火建築物である住宅に つきましては、7年度分減額するようになっております。

第10条の2に1項を追加することによりまして、同条第2項から第5項まで1項ずつ繰り下げとなったところでございます。

第10条の2第6項中、「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める改正、及び第10条の2第7項中、「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改める改正は、いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律により、該当住宅の固定資産税の減額に関する項が地方税法施行規則の改正で追加されたことによりまして、引用条項の項ずれを改正するものでございます。

また、第7項、第8項につきましても、第2項の追加により1項ずつ繰り下げるものでございます。 附則でございますが、この条例は、平成21年6月4日から施行しようとするものでございます。 以上、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(谷口松生君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。
- **〇26番(上村 環君)** 即決でありますので、少し確認をいたしたいと思います。

まず、この提案理由にあります長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成22年3月31日までの間というのは、この当初の平成20年法律第87号の施行の日はいつなのか。

そしてもう1点、認定長期優良住宅というのは一般的にどういう住宅を指すのか、説明をお願いいた します。

〇税務課長(外山文弘君) この法律の施行日につきましては、21年の6月4日施行でございます。

それから、この認定住宅の条件でございますが、非常に細かい条件がありますが、まず基本的には認定基準として、一定以上の住宅の性能ということで、耐久性、耐震性、可変性、維持保全の容易性と、ここらあたりを認定基準の中で細かくしております。それから、良好な居住環境への配慮がなされているか、維持保全に関する計画の作成等をされているかということで、実際の認定にあたりましては、県の方で認定を行います。まず、居住割合の要件、床面積の要件と、またこれらの面積等の要件もございます。

現在、本市におきましてこの問い合わせにつきましては、これは昨年の地方税法の改正で、いわゆる 200年住宅ということで、国の方で法律を整備しようということで打ち出されたわけですが、これがようやく6月、本年の6月4日に施行されるということに伴います今回の条例改正でございます。

〇26番(上村 環君) 1番目の説明は分かりましたが、後の方ですね、200年住宅、こういう住宅を 市内で建設される方がどの程度おられるか分かりませんが、一般的にもう少しかいつまんでですね、 我々でも普通の形で話ができるような答弁をお願いいたします。

○税務課長(外山文弘君) 非常に先ほどの説明では説明不足の部分もありましたが、具体的にこの200 年住宅ということで長期優良住宅につきましては、今朝の新聞で、ヤマサハウスがモデル的にこの取り 組みをしているようでございました。国のモデル事業として取り組んでおりました。

この内容としまして、我々が持っている現在での資料では、条件としましては、当然居住の用に供する家屋であるわけですが、床面積が50㎡であると、店舗付き住宅でも対象になるということなんですが、年収が3,000万円以下であることということになっているようでございます。

それから、この審査でございますが、審査につきましては建築確認の段階でいろいろと審査基準を、これは平成21年の国土交通省の告示の中で認定基準というのを細かく定めているわけでございますけれども、その内容まででしたらちょっと時間をいただきたいと思うんですが、非常に細かい基準が示されているようでございます。

○26番(上村 環君) 議案第47号につきましては、即決というような形で事前に周知がされておった と思います。そういう中で、国の法律をそのままここにきて説明されてもですね、なかなか分かりづら いということで、詳しい説明は私はもう、これ以上求めませんけれども、こういう議案提出で即決の場合についてはですね、市内においてそういった住宅があるのかということも含めて、すぐ施行に入りますので、担当課としてはですね、そこあたりの情報をもっと集めておいて、そして提案するという形にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇税務課長(外山文弘君) 本市でこのことにつきまして、現在、問い合わせ等そのあたりについては 無いということだけは把握しております。

ただ、近隣の曽於市、鹿屋市については、対象となる住宅と言いますか、あるという情報は得ております。今、志布志市においては、この該当する住宅についての申請の申し出は無いということだけは分かっております。

「何事か言う者あり】

- **〇議長(谷口松生君)** 正式に答弁してください、きちっと。
- ○税務課長(外山文弘君) 現在のところは、6月4日からの施行ということですので、今後、市内のこれから計画される皆さん方につきましてこの周知を図って、期間が限られておりますので、これについては早急に対応をしていきたいと考えております。
- ○議長(谷口松生君) 26番、上村環君、特に許可します。
- **〇26番(上村 環君)** 先ほど、企業名も出されましたけども、特定のこういった専門的な建設業者が、 建築能力と言いますか、技術をもってするこういった住宅ということで、現在市内には対象はないもの と判断をされているようであります。

これは市長にお伺いします。

こういった状況の中で出される条例について、今回提案をされる、おそらく3年の期間が切れる、課税の切り替えですね、ちょっと今適当な言葉を忘れましたけども、これがあって急がれるということでしょうけれども、志布志市においては該当が無いというのであれば、あえてここでそこまでしなければならなかったのかなと思うわけですが、最後にその点を市長にお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま、担当の方からお話をしましたように、今後この法律の施行があって、そして特例措置に基づき、減額を希望される方が可能性があるというようなことであるようでございますので、御提案申し上げているというようなことになろうかというふうに思います。

先ほど来、話がありますように、様々な形で景気の刺激策、それから景気悪化の影響を受けている方 に対して、措置というものがとられているようでございますので、このことにつきましては、順次、私 どもは、その措置については、市民の方々にもその益がすぐ及ぶような形の取り組みというものをして いきたいというふうには考えているところでございます。

〇議長(谷口松生君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(谷口松生君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

____O___

○議長(谷口松生君) 以上をもって、本臨時会の日程を全部終了しました。 これで平成21年第2回志布志市議会臨時会を閉会をいたします。 御苦労さまでございました。

午前11時37分 閉会